

令和8年度西淀川区役所小便器洗浄器ほか借入業務仕様書

1 借入器具

(1) 小便器洗浄器

男子小便器に取り付け、便器に水が流れるたびに薬剤が流れて、尿石の発生防止・トイレの防臭等の効果が期待できるもの。

(2) 芳香剤注入容器

トイレの壁面等に設置することができ、定期的に芳香剤を噴霧し、トイレの芳香・消臭ができるものであること。

2 設置場所

(1) 小便器洗浄器

西淀川区役所男子トイレ 全16台（すべてTOTO製、センサー式自動水栓。）

(2) 芳香剤注入容器

西淀川区役所1～5階男子トイレ(8.96㎡)全5台

西淀川区役所1～5階女子トイレ(9.57㎡)全5台

西淀川区役所1階多目的トイレ①(3.4㎡)1台

西淀川区役所1階多目的トイレ②(3.4㎡)1台

3 借入期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) 借入器具の取付については、借入期間開始のあと、発注者が指示する期日までに行うこと。

(2) 借入期間中においては、定期的に2か月に1回以上、次のア及びイの業務を行うこと。

ア 薬品・香料・消耗品等の交換

イ 器具保守点検・機能動作の維持管理

(3) 借入器具の取り外しについては、発注者の指示により、設置業者が責任をもって行うこと。

(4) 作業実施にあたっては、本市の指示に従って、安全かつ衛生的に行うこと。

5 定期点検の報告及び履行確認

4(2)の業務終了後、または修理等を実施した場合は、結果報告書を提出し、西淀川区役所の履行確認を受けること。

6 支払方法

西淀川区役所は、業務の履行確認終了後、正当な請求書を受理したのち、30日以内に支払うものとする。

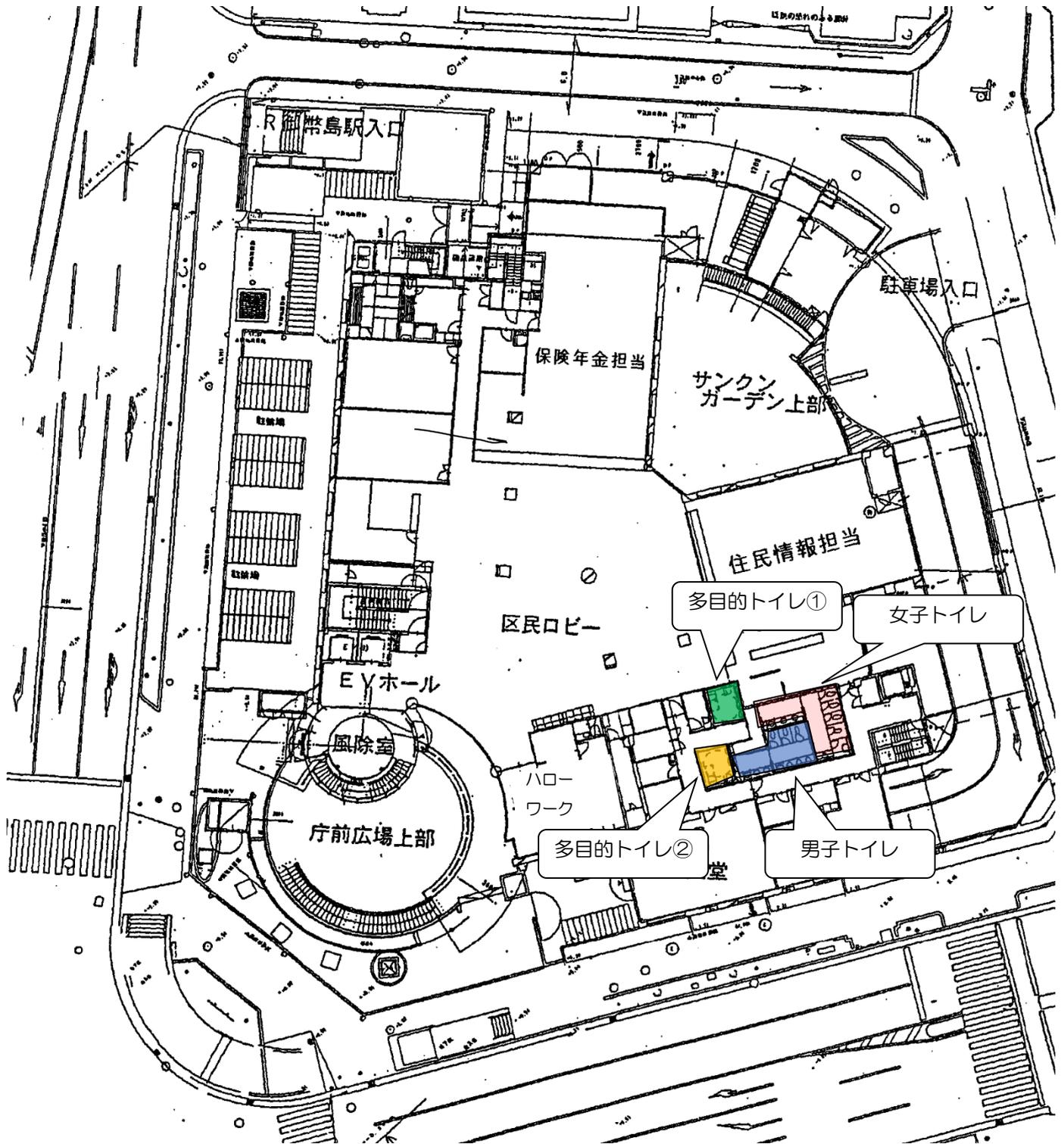
7 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議のうえ定めるものとする。

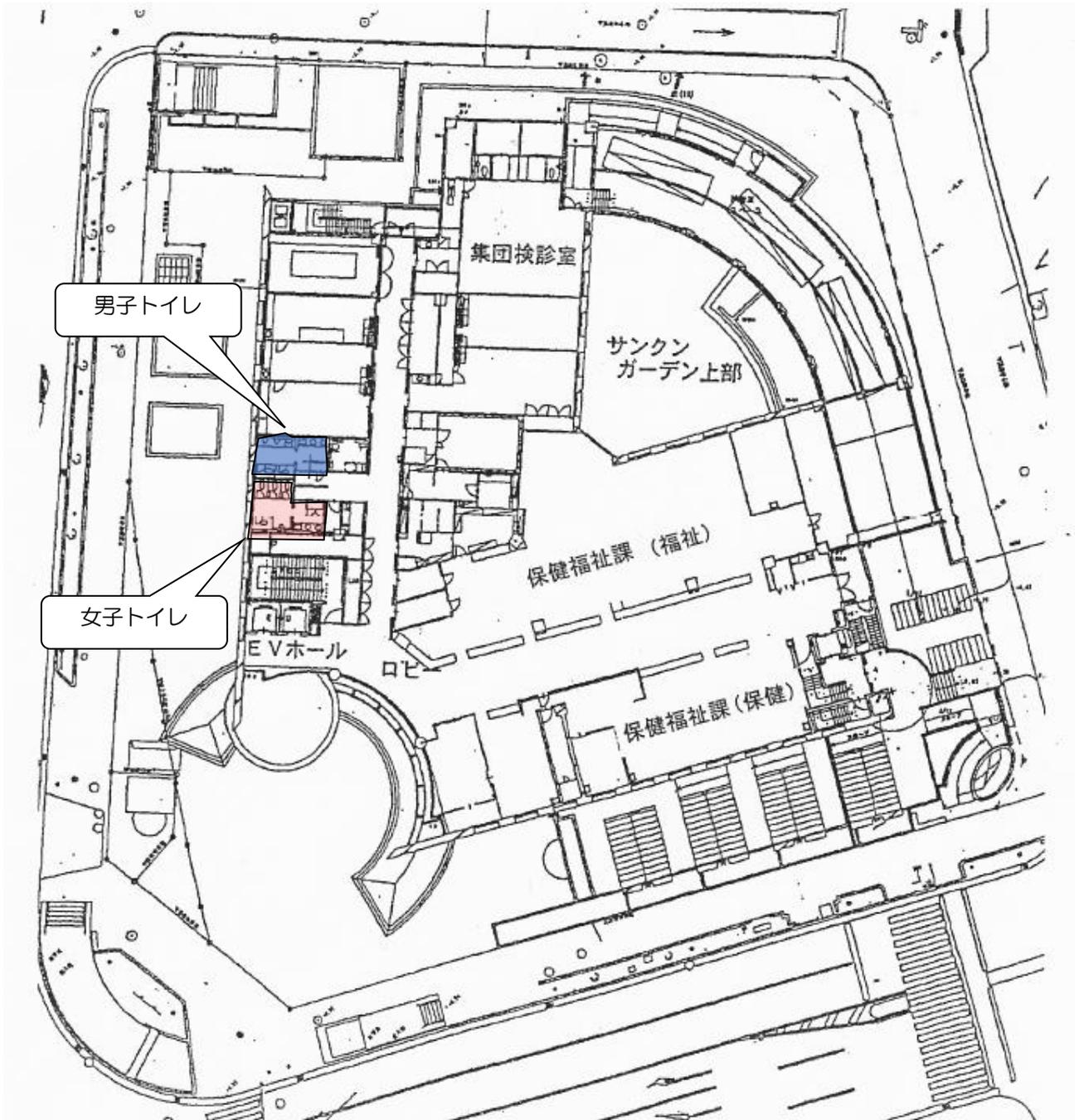
(2) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱を遵守すること。

(3) 契約の締結については、令和8年度予算の成立をもって発効する。

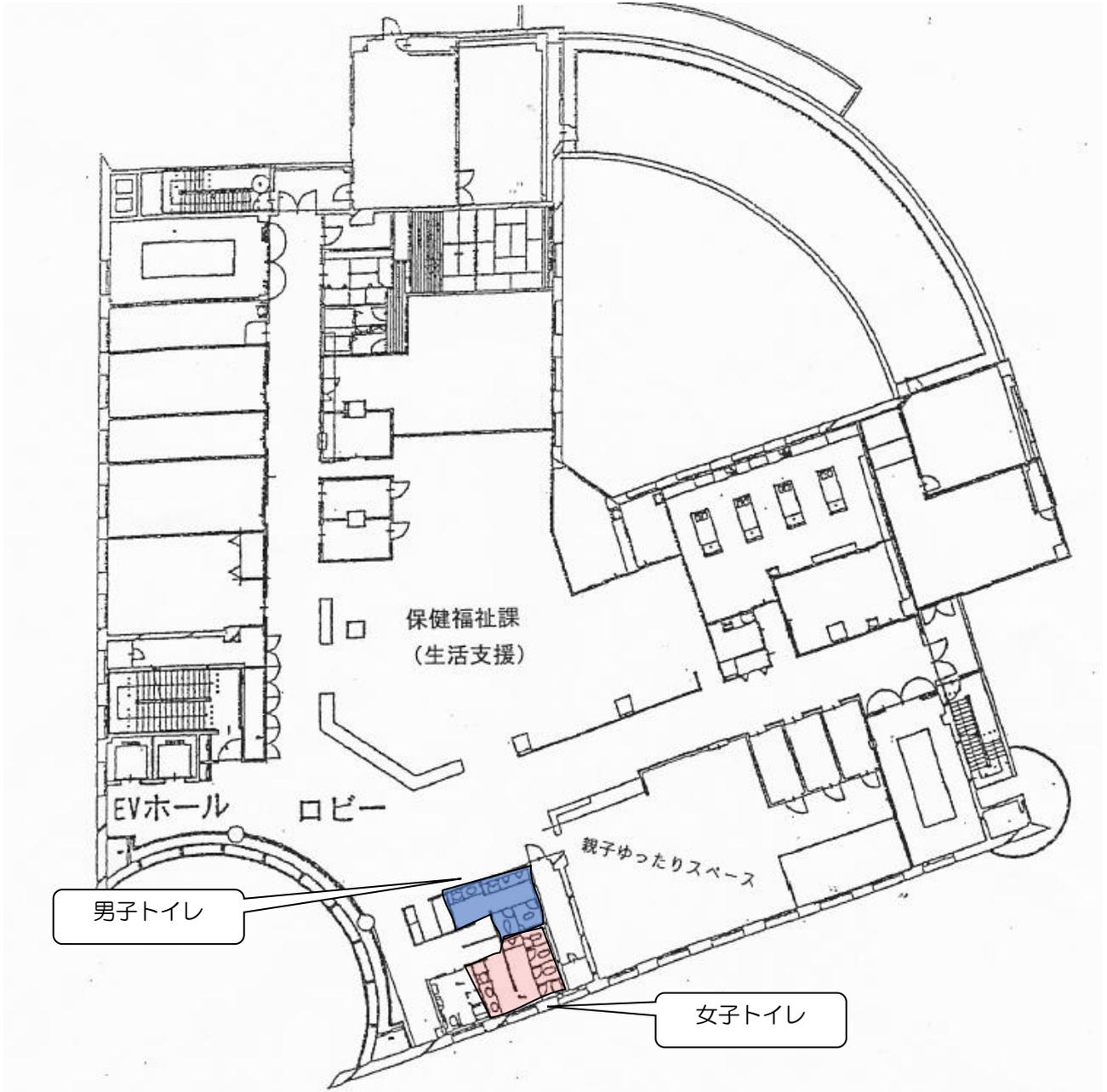
1F



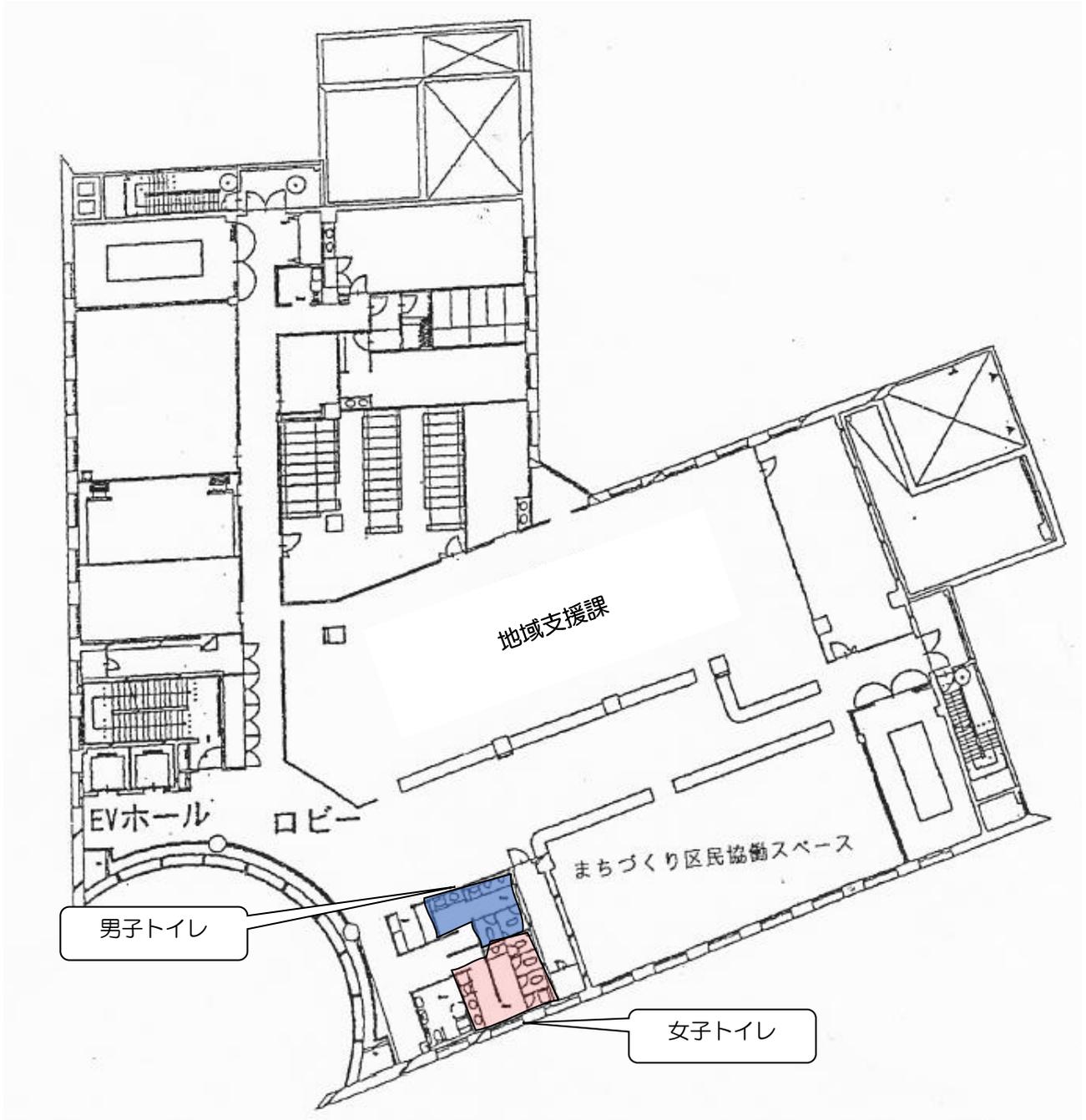
2F



3F



4F



5F

